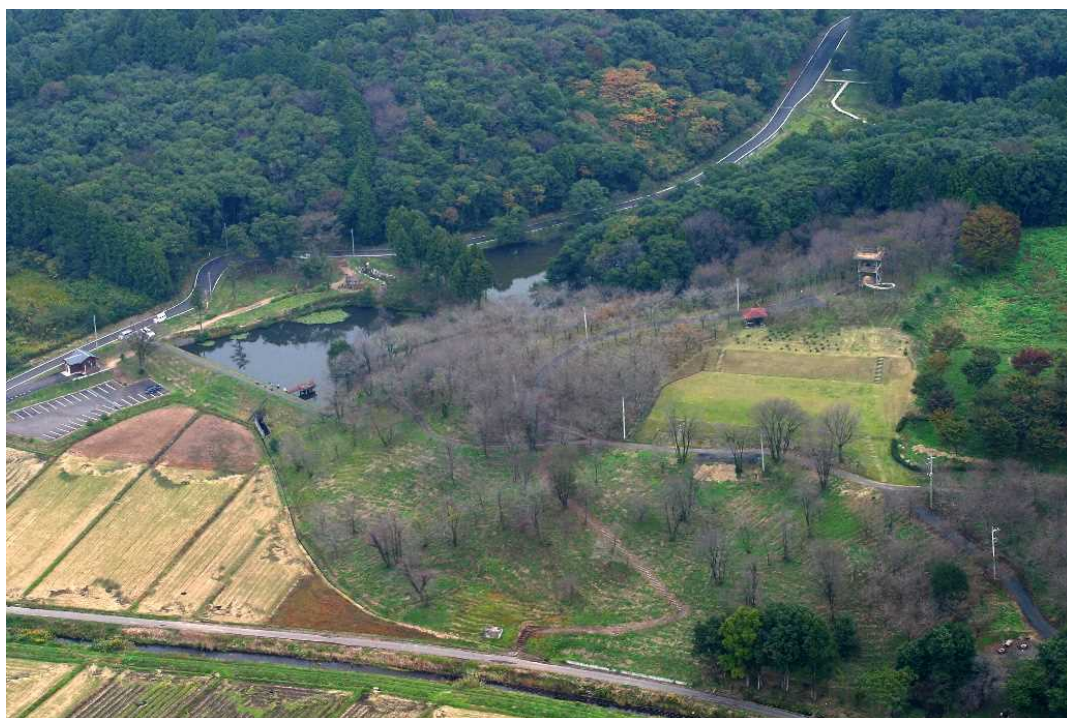


# 芳賀町森林整備計画書

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 令和 6 (2024)年 4月 1日} \\ \text{至 令和 16 (2034)年 3月 31日} \end{array} \right)$

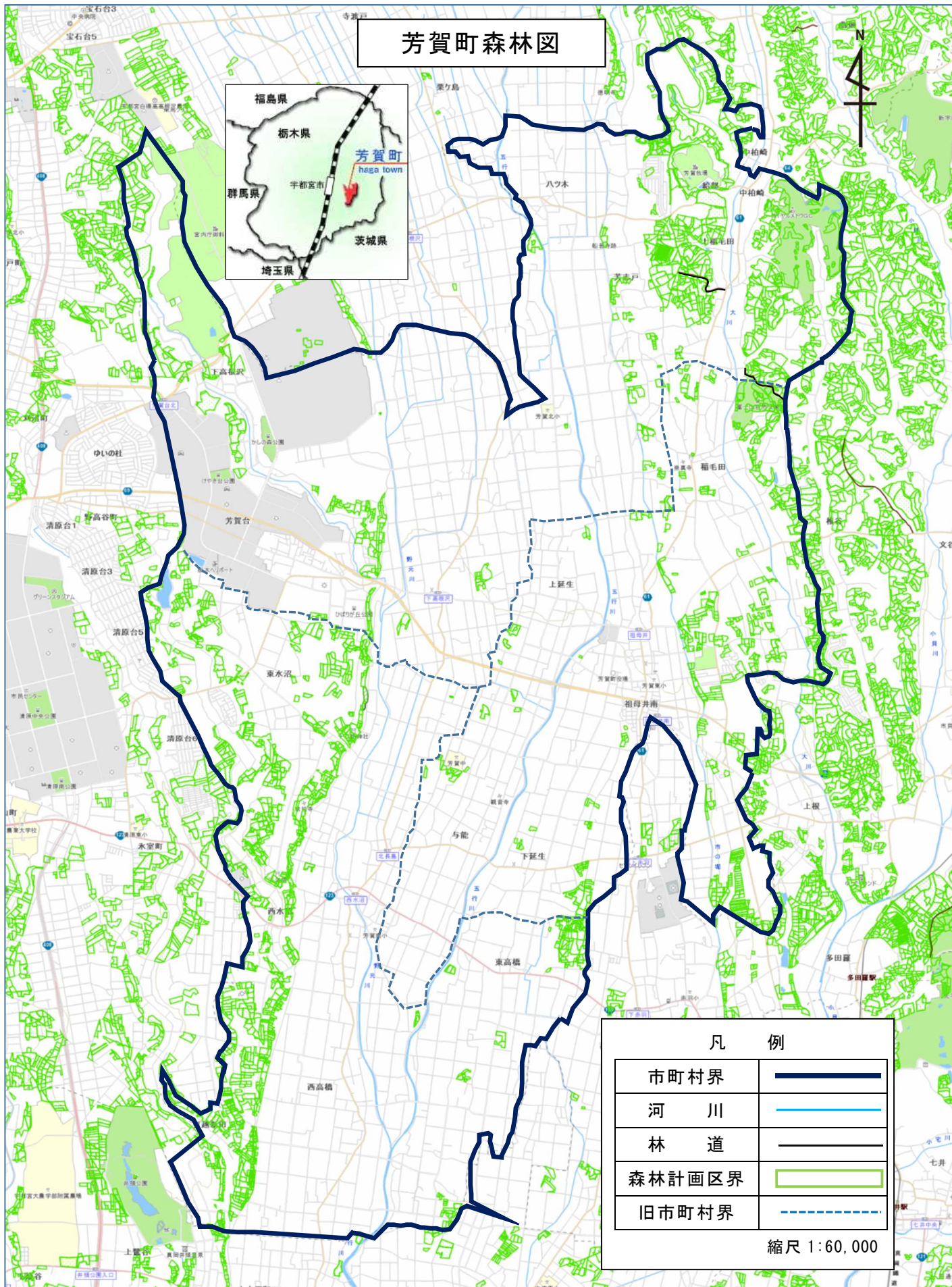


富士山自然公園（稲毛田）

栃 木 県  
芳 賀 町



# 芳賀町森林図



| 凡 例    |  |
|--------|--|
| 市町村界   |  |
| 河 川    |  |
| 林 道    |  |
| 森林計画区界 |  |
| 旧市町村界  |  |

縮尺 1:60,000

## 目 次

|    |   |    |
|----|---|----|
| I  | 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項                     |    |
| 1  | 森林整備の現状と課題  | 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針   | 1  |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針                                  | 2  |
| II | 森林整備の方法に関する事項                                     |    |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）                      |    |
| 1  | 樹種別の立木の標準伐期齢                                      | 3  |
| 2  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                  | 3  |
| 3  | その他必要な事項  | 4  |
| 第2 | 造林に関する事項  |    |
| 1  | 人工造林に関する事項  | 5  |
| 2  | 天然更新に関する事項  | 6  |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項                     | 7  |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準                      | 7  |
| 5  | その他必要な事項  | 8  |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準          |    |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                         | 8  |
| 2  | 保育の作業種別の標準的な方法                                    | 9  |
| 3  | その他必要な事項  | 9  |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項                              |    |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法                    | 9  |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 10 |
| 3  | その他必要な事項  | 10 |
| 第5 | 委託を受けて行なう森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                    |    |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針                     | 10 |
| 2  | 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策                    | 10 |
| 3  | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項                       | 10 |
| 4  | 森林経営管理制度の活用に関する事項                                 | 10 |
| 5  | その他必要な事項  | 10 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項                                 |    |
| 1  | 森林施業の共同化の促進に関する方針                                 | 11 |
| 2  | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                         | 11 |
| 3  | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                            | 11 |
| 4  | その他必要な事項  | 11 |

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第7  | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項           |     |
| 1   | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項    | 1 1 |
| 2   | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項            | 1 1 |
| 3   | 路網の整備に関する事項                              | 1 1 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 1 2 |
| 第8  | その他必要な事項                                 |     |
| 1   | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項                    | 1 2 |
| 2   | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項          | 1 2 |
| 3   | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項              | 1 2 |
| III | 森林の保護に関する事項                              |     |
| 第1  | 鳥獣害の防止に関する事項                             |     |
| 1   | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法            | 1 3 |
| 2   | その他必要な事項                                 | 1 3 |
| 第2  | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項        |     |
| 1   | 森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法                      | 1 3 |
| 2   | 鳥獣害対策の方法                                 | 1 3 |
| 3   | 林野火災の予防の方法                               | 1 3 |
| 4   | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | 1 3 |
| 5   | その他必要な事項                                 | 1 3 |
| IV  | 森林の保健機能の増進に関する事項                         |     |
| 1   | 保健機能森林の区域                                | 1 4 |
| 2   | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 1 4 |
| 3   | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項            | 1 4 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 1 4 |
| V   | その他森林の整備のために必要な事項                        |     |
| 1   | 森林経営計画の作成に関する事項                          | 1 5 |
| 2   | 森林整備を通じた地域振興に関する事項                       | 1 5 |
| 3   | 森林の総合利用の推進に関する事項                         | 1 5 |
| 4   | 住民参加による森林の整備に関する事項                       | 1 5 |
| 5   | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項                     | 1 6 |
| 6   | その他必要な事項                                 | 1 6 |
| 別表1 | 公益的機能別施業森林の区域                            | 1 7 |

<付属資料>

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

芳賀町は、栃木県の南東部に位置し、町中央部の田園地帯を一級河川が縦貫しており、東部及び西部は台地になっている。芳賀町の気候は太平洋式気候に属し、暖帯性の南日本型に含まれ、内陸性である。本町の総面積は7,016haで、民有林は691.5haである。森林は東部及び西部に多く分布しており、中部には平地林が点在している。

スギを主体とした人工林面積は145haであり、人工林率は21%で県平均よりかなり低い値である。また、人工林は各地に分散しており、施業の共同化を図りにくい状況にある。

人工林のスギ・ヒノキ等は、植林された後は間伐等の手入れがなされていない状態のところが多く、伐採・木材の生産は行なわれていない状況である。

天然林についても、手入れがなされていない状態のところが多かったが、「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用し、平成20年度から平成29年度までで275haの里山林整備を実施してきた。

これらの森林において、快適環境形成の森林機能を高度に発揮させるための森林整備を行なうことが必要である。また、近年は太陽光発電施設設置のための森林伐採が増加しており、無秩序な森林開発には注意が必要である。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、快適環境形成機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により、次表に示す機能が高度に発揮される森林を目指すものとする。

| 森林の機能    | 望ましい森林資源の姿   |
|----------|--|
| 快適環境形成機能 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林</li><li>・ 下草刈り、除伐等が適切に実施されており、住民が利活用しやすい森林</li></ul> |

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とする。また、野生動植物が生育・生息する自然環境や自然景観を保全し、自然とのふれ合い機能を向上させるために、地域が将来まで守り育て残していく森林管理を行なうこととする。

スギ、ヒノキ等による人工林針葉樹については、複層林化や針広混交林化も検討し、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進及び実施していく。

常珍寺の県緑地環境保全地域における伐採は択伐を原則とし、皆伐による伐採を行う場合には適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができるよう小面積の伐採とする。

これらの森林施業を、森林経営管理制度、森林環境譲与税、とちぎの元気な森づくり県民税等を活用しながら推進していく。また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化及び効率化を図るため、適切な森林の整備が確保されるよう森林組合、森林総合監理士等と連携を図り、森林所有者等に対して森林組合等林業事業体への施業の受委託の働きかけを行ない、整備を促進するものとする。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

| 地域 | 樹種  |     |      |      |        |           |           |
|----|-----|-----|------|------|--------|-----------|-----------|
|    | スギ  | ヒノキ | アカマツ | カラマツ | 天然生針葉樹 | 天然生広葉樹用材林 | ぼう芽による広葉樹 |
| 全域 | 35年 | 40年 | 30年  | 30年  | 100年   | 100年      | 15年       |

注) ア 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

イ 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

ウ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであって、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

エ 長伐期施業を実施する場合の伐採齢

$$\text{長伐期施業} \geq \text{標準伐期齢} \times 2$$

オ 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は町の林務担当部課とも相談の上、適切な時期に伐採する。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、皆伐又は択伐によるものとする。

更新：伐採により生じた無立木地が再び、立木地となること。

皆伐：主伐のうち、択伐以外のもの。

択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する主要な立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として概ね均等な割合で行なうもの。かつ材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

なお、新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。



立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからカまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

カ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽に依らなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種      |
|----------------|
| スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ |

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は、町の林務担当課とも相談の上適切な樹種を選択する。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。

なお、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進める。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

| 樹種  | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) | 備考 |
|-----|--------|-----------------|----|
| スギ  | 密仕立て   | 4,000           |    |
|     | 中仕立て   | 3,000           |    |
|     | 疎仕立て   | 2,000           |    |
| ヒノキ | 密仕立て   | 4,000           |    |
|     | 中仕立て   | 3,000           |    |

複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

| 区 分    | 標準的な方法   |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。                                      |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とし、丁寧に植えるものとする。                                    |
| 植栽の時期  | 3月中旬～4月中旬とする。  |
| その他    | 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入に努める。<br>コンテナ苗の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の伐採跡地は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐については2年以内に、択伐については5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

| 区 分            | 樹 種 名        |
|----------------|--------------|
| 天然更新の対象樹種      | アカマツ、クヌギ、コナラ |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | クヌギ、コナラ      |

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

| 樹種            | 期待成立本数      | 天然更新すべき立木本数 |
|---------------|-------------|-------------|
| アカマツ・コナラ・クヌギ類 | 10,000本/h a | 3,000本/h a  |

注： 期待成立本数は、伐採後5年を過ぎた時点における萌芽を含めた数である。

天然林更新を行う際は、上記の期待成立本数にその本数10分の3を乗じた本数以上の本数を更新するものとする。なお、更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行なうものとする。

## イ 天然更新の標準的な方法

### ① 地表処理

ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、掻き起こし、枝条処理等の作業を行なうこととする。

### ② 刈り出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所に行なうこととする。

### ③ 植え込み

天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。

### ④ 芽かき

ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として残し、それ以外のものを掻き取る。

## ウ その他の天然更新の方法

天然更新が困難な場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期に回復されるため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項

### (1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

### (2) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在

該当なし

## 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

### (1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林による場合はⅡの第2の1の(1)によるものとする。

イ 天然更新による場合はⅡの第2の2の(1)によるものとする。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地に

における天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の想定木本数を10,000本/haとする。

当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種  | 生産目標  | 仕立・植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢<br>(年) |    |    |    |    |    |    |
|-----|-------|-------------------|-----------------------|----|----|----|----|----|----|
|     |       |                   | 初回                    | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回 | 7回 |
| スギ  | 役物：柱材 | 密・4,000           | 16                    | 22 | 28 | 35 | 43 |    |    |
|     | 一般材   | 中・3,000           | 18                    | 25 | 33 | 41 |    |    |    |
|     | 一般材   | 中・3,000           | 18                    | 25 | 33 | 41 | 50 |    |    |
|     | 造作材   | 密・4,000           | 16                    | 22 | 28 | 35 | 43 | 54 | 66 |
|     | 一般材   | 疎・2,000           | 25                    | 33 | 41 |    |    |    |    |
| ヒノキ | 役物：柱材 | 密・4,000           | 18                    | 24 | 30 | 40 | 50 |    |    |
|     | 一般材   | 中・3,000           | 20                    | 27 | 35 | 45 | 55 |    |    |
|     | 一般材   | 中・3,000           | 20                    | 27 | 35 | 45 | 55 | 65 |    |
|     | 造作材   | 密・4,000           | 18                    | 24 | 30 | 42 | 54 | 67 |    |

ア 間伐は立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを目的として行うため主として形質不良木の除去を目的として行なうこととするが、形質の良い木についても立木の適正な配置を考慮して行うこととする。

イ 間伐率は、概ね20～35%とする。

ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努めるものとする。

エ 標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長に留意するものとする。

オ 標準的な時期及び回数は上表に記載のとおりとするが、標準伐期齢未満については10年に1回程度、それ以上については15年に1回程度の実施を原則とする。

カ 人工針葉樹の標準伐期齢以上の間伐の適用時期については、18歳級を目安とするが、その該当森林の現況や立木の成長力等に留意すること。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢及び回数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    | 標準的な方法 |  |
|-------|-----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|--------|--|
|       |     | 1年              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |        |  |
| 下刈    | スギ  | 2               | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |   |    |    |    |    |    |        | 局所的気象条件や植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により実施する。  |
|       | ヒノキ | 2               | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |    |    |    |    |    |        |  |
| つる切   | スギ  |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    | 1  |    |    |    |        | 下刈終了後早期に実施する。                            |
|       | ヒノキ |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    | 1  |    |    |        |  |
| 除伐    | スギ  |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    | 1  |    |    | 1  |        | 下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合。 |
|       | ヒノキ |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    | 1  |    |    | 1      |  |

## 3 その他必要な事項

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、水源かん養、山地災害の防止、快適環境形成又は保健文化の公益的機能の維持増進を図るため森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域である。このうち本町において特に期待する機能を勘案して「快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域を設定し、当該機能を高度に発揮させるため施業方法に関する事項を定めるものとする。

#### (1) 区域の設定

公益的機能別施業森林の区域の基準に基づき、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める（別表1のとおりとする）。

#### (2) 森林施業の方法

自然環境を重視する森林は、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととする。

生活環境の保全を重視する森林は、択伐や標準伐期齢の2倍の林齢の長伐期施業による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施し、環境に適した森林となるよう樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、保育、間伐等を行うこととする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の推進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行なう森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者による森林施業はほとんど行なわれていない状況にあるので、森林組合等の林業事業体への施業委託を推進する。

また、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、必要な情報の提供、助言及び斡旋等による経営規模の拡大を促進するものとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業又は経営の受委託を実施するにあたっては、責務や育成権及び収益権等を明らかにし、履行が困難となる事情が発生しないよう、事前に十分協議して実施することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

当町の人工林針葉樹林は約138haで町内に広く点在しており、施業の集約化は図りにくい状況にある。荒廃の程度や周辺への影響、所有者の意向を確認し、快適環境形成の機能を発揮できるよう、必要に応じて森林環境譲与税やその他制度を活用し、森林整備を実施することとする。

5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者等に対し、森林組合等林業事業体等へ施業の受委託の働きかけを積極的に行い森林施業の集約化・共同化を図るものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の森林所在地は分散しているほか、不在村及び小規模な森林所有者の所有林が多いので、所有者個人での伐採、造林、保育及び間伐等の森林施業を計画的に実施することが困難な状況にある。このため、近隣市町と連携して共同化を図り、森林施業を森林組合等林業事業体等へ委託を働きかけることとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する場合は、共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 作成者の合意の上、施業実施協定の締結に努めること。

### 4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、Vの1の(1)で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一地域内の認定請求者間で相互に連携、協力するものとする。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

### 3 路網の整備に関する事項

芳賀町は森林所有形態が小規模であるため、林道、町道等に面している森林がほとんどであるが、森林施業を実施するのに不可欠な既設の作業路等の効果が十分達せられるよう点検を行ない、必要に応じて補修等の整備を行なうものとする。



(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林所有者個人での施業実施は困難な状況にあり森林組合等へ林業担い手としての期待が大きいことから、林業労働力確保支援センターを主とした研修等、国や県、関係機関と連携し、森林組合の経営基盤の強化と担い手の育成に協力するものとする。

栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針（令和 3 年 1 月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされているため、周知を行うこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業の機械化は、生産性を向上し伐出コストを低減させる有効な手段であるが、本町は森林所有形態が小規模であるため、近隣市町と連携を図り施業の受委託による共同化を図り、森林組合等を主体とした機械化を推進するものとする。

栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めているため、情報を共有する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

平成 23（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和 5（2023）年改正）」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進する。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法  
該当なし
- 2 その他必要な事項  
該当なし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法

森林病虫害の被害対策については、県や関係機関と連携し、被害の未然防止、被害状況の早期発見及び早期駆除等に努めることとする。

松枯れについては、ほぼ終息状況にあるため、必要に応じて伐倒駆除等の対策を講じることとする。

ナラ枯れについては、現在被害の発生は確認されていないが、全国的な問題となっているため、被害拡大防止に鑑み監視を行っていくこととする。

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採を促進することにつき、町長が個別に判断する。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

##### 3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等の推進を図るほか、森林所有者や地域住民等に対し林野火災予防の意識の普及啓発の推進を図る。

##### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、「芳賀町火入れに関する条例」（昭和59年7月3日条例第19号）を遵守し、森林病虫害の駆除等に努めることとする。

##### 5 その他必要な事項

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条の規定に基づく「森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林」の該当はない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成する場合は、特に次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定による区域について、次のとおり定めるものとする。

| 区域名  | 林 班      | 区域面積 (ha) |
|------|----------|-----------|
| 祖母井  | 001から012 | 147.44    |
| 南高根沢 | 001から014 | 310.35    |
| 水橋   | 001から009 | 244.71    |

### 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域住民の生活に密接な関わりを持つ、生活環境保全林の択伐等による森林構成の維持、樹種の選定や立木の密度等を考慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育を積極的に行う。

### 3 森林の総合利用の推進に関する事項

富士山自然公園周辺は、自然豊かな里山林が昔のままに残されており、散策等の町民の憩いの場にもなっている。このため、この周辺の里山林を保全するとともに自然散策の拠点となるように刈払い、不良木の除去、ぼう芽更新、広葉樹の植栽、遊歩道等の維持管理を行うものとする。

### 4 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による森林の整備に関する事項

貴重な平地林の保全を図るため、森林環境学習等を推進するとともに、地域の住民や企業等と協働による森林整備を促進することとする。

## 5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者に対して順次、意向調査を実施し、経営権利権の設定を進め、事業の円滑な実施を図る。

## 6 その他必要な事項

### (1) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

### (2) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

建築物等への木材利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資するため、「とちぎ木材利用促進方針」及び「芳賀町木材利用促進方針」等に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進する。

### (3) 森林法第10条の7の2及び第10条の8に関する事項

森林の有する多面的機能を総合かつ高度に発揮するために、適正な森林施業の実施や森林資源の状況を把握することは極めて重要であることから、森林法第10条の7の2に関する事項（森林の土地の所有者となった者の届出等）及び森林法第10条の8に関する事項（伐採及び伐採後の造林の届出制度）について町その他関係機関が連携を図り、森林所有者等への周知及び指導を行う。

### (4) 木材合法性確認の取組に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

### (5) 太陽光発電施設の設置に関する事項

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、事業者は地域住民の理解に配慮することとする。

### (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

| 区分                              | 面積 (ha) | 森林の区域 (林班)                                 |
|---------------------------------|---------|--|
| 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 691.5   | 祖母井 001～012<br>南高根沢 001～014<br>水 橋 001～009 |

※平成31年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林区域から除くものとする。

< 付 属 資 料 >

## 参考資料

### (1) 人口及び就業構造

#### ① 年齢層別人口動態

|            | 年次    | 総数     | 0～14歳 |       |       | 15～29歳 |       |       | 30～44歳 |       |       |
|------------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|            |       |        | 計     | 男     | 女     | 計      | 男     | 女     | 計      | 男     | 女     |
| 人口<br>(人)  | 平成22年 | 16,030 | 2,133 | 1,117 | 1,016 | 2,183  | 1,153 | 1,030 | 2,899  | 1,527 | 1,372 |
|            | 平成27年 | 15,189 | 1,979 | 1,032 | 947   | 1,714  | 918   | 796   | 2,808  | 1,492 | 1,316 |
|            | 令和2年  | 14,961 | 1,942 | 1,019 | 923   | 1,650  | 890   | 760   | 2,697  | 1,396 | 1,301 |
| 構成比<br>(%) | 平成22年 | 100.0  | 13.3  | 7.0   | 6.3   | 13.6   | 7.2   | 6.4   | 18.1   | 9.5   | 8.6   |
|            | 平成27年 | 100.0  | 13.0  | 6.8   | 6.2   | 11.3   | 6.0   | 5.2   | 18.5   | 9.8   | 8.7   |
|            | 令和2年  | 100.0  | 13.0  | 6.8   | 6.2   | 11.0   | 5.9   | 5.1   | 18.0   | 9.3   | 8.7   |

|            | 年次    | 45～59歳 |       |       | 60歳以上 |       |       | 不詳  |     |     |
|------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
|            |       | 計      | 男     | 女     | 計     | 男     | 女     | 計   | 男   | 女   |
| 人口<br>(人)  | 平成22年 | 3,471  | 1,795 | 1,676 | 5,325 | 2,402 | 2,923 | 19  | 16  | 3   |
|            | 平成27年 | 2,874  | 1,472 | 1,402 | 5,781 | 2,701 | 3,080 | 33  | 20  | 13  |
|            | 令和2年  | 2,755  | 1,450 | 1,305 | 5,859 | 2,749 | 3,110 | 58  | 37  | 21  |
| 構成比<br>(%) | 平成22年 | 21.7   | 11.2  | 10.5  | 33.2  | 15.0  | 18.2  | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
|            | 平成27年 | 18.9   | 9.7   | 9.2   | 38.1  | 17.8  | 20.3  | 0.2 | 0.1 | 0.1 |
|            | 令和2年  | 18.4   | 9.7   | 8.7   | 39.2  | 18.4  | 20.8  | 0.4 | 0.2 | 0.1 |

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。  
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

#### ② 産業部門別就業者数等

|            | 年次    | 総数    | 第1次産業 |     |     |       | 第2次産業       |     | 第3次産業 | 分類不能産業 |
|------------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------------|-----|-------|--------|
|            |       |       | 農業    | 林業  | 漁業  | 小計    | うち木材・木製品製造業 |     |       |        |
| 人口<br>(人)  | 平成22年 | 8,735 | 1,630 | 8   | 0   | 1,638 | 2,609       | 0   | 4,437 | 51     |
|            | 平成27年 | 8,054 | 1,441 | 3   | 0   | 1,444 | 2,337       | 0   | 4,080 | 193    |
|            | 令和2年  | 7,667 | 1,245 | 10  | 0   | 1,255 | 2,228       | 0   | 3,964 | 220    |
| 構成比<br>(%) | 平成22年 | 100.0 | 18.7  | 0.1 | 0.0 | 18.8  | 29.9        | 0.0 | 50.8  | 0.6    |
|            | 平成27年 | 100.0 | 17.9  | 0.0 | 0.0 | 17.9  | 29.0        | 0.0 | 50.7  | 2.4    |
|            | 令和2年  | 100.0 | 16.2  | 0.1 | 0.0 | 16.4  | 29.1        | 0.0 | 51.7  | 2.9    |

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。  
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

### (2) 土地利用

|            | 年次    | 総土地面積 | 経営耕地面積 |       |     |     |     |     |     | 林野面積 |      |     | その他面積 |
|------------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-------|
|            |       |       | 計      | 田     | 畑   | 樹園地 |     |     | 計   | 森林   | 原野   |     |       |
|            |       |       |        |       |     | 果樹園 | 茶園  | 桑園  |     |      |      |     |       |
| 面積<br>(ha) | 平成22年 | 7,023 | 3,375  | 3,002 | 228 | 145 | 145 | 0   | 0   | 844  | 810  | 34  | 2,804 |
|            | 平成27年 | 7,016 | 3,384  | 2,984 | 273 | 127 | 127 | 0   | 0   | 831  | 798  | 33  | 2,801 |
|            | 令和2年  | 7,016 | 3,547  | 2,912 | 270 | 95  | 95  | 0   | 0   | 796  | 767  | 29  | 2,673 |
| 構成比<br>(%) | 平成22年 | 100.0 | 48.1   | 42.7  | 3.2 | 2.1 | 2.1 | 0.0 | 0.0 | 12.0 | 11.5 | 0.5 | 39.9  |
|            | 平成27年 | 100.0 | 48.2   | 42.5  | 3.9 | 1.8 | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 11.8 | 11.4 | 0.5 | 39.9  |
|            | 令和2年  | 100.0 | 50.6   | 41.5  | 3.8 | 1.4 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 11.3 | 10.9 | 0.4 | 38.1  |

- (注) 1. 資料は農林業センサス(経営耕地面積)及び固定資産税概要調書(林野面積)とする。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。



(3) 森林資源の現況等

① 形態別私有林面積

|        | 総面積    | 人工林    |      |        | 天然林    |        |       | 竹林   | 伐採跡地 | 未立木地  |
|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|-------|------|------|-------|
|        |        | 計      | 広葉樹  | 針葉樹    | 計      | 広葉樹    | 針葉樹   |      |      |       |
| 面積(ha) | 691.50 | 144.97 | 6.81 | 138.16 | 508.62 | 461.92 | 46.70 | 8.73 | 3.01 | 26.17 |
| 構成比(%) | 100.0  | 21.0   | 1.0  | 20.0   | 73.6   | 66.8   | 6.8   | 1.3  | 0.4  | 3.8   |

(注) 資料は令和5年森林簿とする。

② 在村者・不在村者別私有林面積

|        | 私有林合計  | 在町者    | 不在村者   |        |       | 不明   |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
|        |        |        | 計      | 県内     | 県外    |      |
| 面積(ha) | 691.50 | 526.04 | 161.00 | 103.00 | 58.00 | 4.46 |
| 構成比(%) | 100.0  | 76.1   | 23.3   | 14.9   | 8.4   | 0.6  |

(注) 資料は令和5年森林簿とする。

③ 私有林の齢級別面積

|     |        | 計      | 1齢級    | 2齢級    | 3齢級  | 4齢級  | 5齢級  | 6齢級  | 7齢級  | 8齢級  |
|-----|--------|--------|--------|--------|------|------|------|------|------|------|
|     |        | 人工林    | 面積(ha) | 144.97 | 0.00 | 0.33 | 0.64 | 1.64 | 1.15 | 4.32 |
|     | 構成比(%) | 100.0  | 0.0    | 0.2    | 0.4  | 1.1  | 0.8  | 3.0  | 3.2  | 10.0 |
| 天然林 | 面積(ha) | 508.62 | 0.00   | 15.28  | 6.22 | 0.88 | 1.79 | 1.15 | 2.40 | 8.87 |
|     | 構成比(%) | 100.0  | 0.0    | 3.0    | 1.2  | 0.2  | 0.4  | 0.2  | 0.5  | 1.7  |

|     |        | 9齢級   | 10齢級   | 11齢級  | 12齢級   | 13齢級   | 14齢級  | 15齢級  | 16齢級  | 17齢級以上 |
|-----|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
|     |        | 人工林   | 面積(ha) | 12.69 | 7.93   | 6.53   | 17.50 | 14.43 | 11.01 | 10.74  |
|     | 構成比(%) | 8.8   | 5.5    | 4.5   | 12.1   | 10.0   | 7.6   | 7.4   | 3.4   | 22.1   |
| 天然林 | 面積(ha) | 30.93 | 44.26  | 58.12 | 115.79 | 114.74 | 70.40 | 12.38 | 7.00  | 18.41  |
|     | 構成比(%) | 6.1   | 8.7    | 11.4  | 22.8   | 22.6   | 13.8  | 2.4   | 1.4   | 3.6    |

(注) 資料は令和5年森林簿とする。

④ 保有山林規模別経営体数

|      | 3～5ha | 5～10ha | 20～30ha | 計 |
|------|-------|--------|---------|---|
| 経営体数 | 0     | 0      | 0       | 0 |

(注) 資料は2020年農林業センサスとする。